

の生活改善に非ずんば感憤が深遠なるものだと考へて吾等
は乍ら吾等は是よりした資力者の安堵より吾等の結果が
消えるものではない大和のりニ併組合員一人一人は幸ひ支部が
支拂す事斷支那は東部合同の全組合員が支拂す従つて
関東全体の組合員全日中の組合員が後護して居る吾等
は工場主の欺の横暴な横裁に非し老礼な工場所領に
行に非して吾等の生活条件の要求を以て奮て横裁に非し
ならぬ

吾等の勝敗の結果は帳面に全労働者の頭上に振らるる全
労働者の利害の一致のため愛他的感情を以て労働者の横
裁を行使し吾等の戦列に加わり生活擁護の陣に死守せ
らばならぬ。

大正十三年六月廿二日 罷業団

檄!!!

僚達は大和護工場主の横暴な振舞による
て何等之も不理由もなく傷くことを振られた。
生命の糧が折れた。それはかりとなく暴にも
警官は僚達の同志を撲束しては圧制的な
態度で吾等の正当な要求と静然たる態度
を故意に擾乱して吾等の團結心を碎かうとして
居る僚達の義正の感念はそんなことを許されたり